

第 492 回岐阜地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 7 年 10 月 23 日 10 : 00 ～ 10 : 10		
出席状況	公益 5 / 5	労働者側 5 / 5	使用者側 4 / 5
○ 主な審議事項 1. 特定最低賃金の改正決定について 令和 7 年 8 月 21 日に改正決定の諮問を行った「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」について、専門部会において全会一致により決議され、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、専門部会の決議をもって本審議会の答申とした旨を報告した。 2. 最低賃金専門部会の廃止について 岐阜県最低賃金専門部会については、その任務を完了したことにより本日付で廃止すること、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会については、異議申出期限である 10 月 30 日までに審議会答申に対する異議申出が無かった場合には同日をもって廃止することを決議した。 3. その他 自動車・同附属品製造業最低賃金の審議会意見に対する異議申出がある場合は 11 月 10 日の 10 時から審議会を開催すること、異議申出がなかった場合は、11 月 10 日に審議会を開催しないこと、開催しない場合、次回審議会は令和 8 年 3 月 19 日の 16 時から開催することを確認。 前回の審議会において労働局長あて建議された「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について」を、9 月 12 日に厚生労働大臣あて上申したことを報告した。			
○ 主な意見の要旨 特になし。			